

豊中市識字推進基本方針

— すべての人に文字を —

平成6年（1994年）2月



豊中市

あいさつ

平成2年（1990年）の国際識字年を契機に、西暦2000年までに「すべての人に文字を」をテーマとして、国際識字10年の取り組みが進められています。

豊中市においても、中学校夜間学級や識字教室、日本語読み書き教室などで文字を学んでいる人びとがいます。

当市では、識字問題を行政課題として位置づけ、平成2年（1990年）、府内に国際識字年推進連絡会議を設置し、その解決に向けた取り組みを開始しました。その中で識字問題は、同和問題や障害者問題、女性問題、在日外国人問題など人権の諸問題と深く関わっているとともに、義務教育未修了者、中国帰国者とその家族、海外からの帰国児童生徒の問題だけではなく、生涯学習や情報化、国際化、文化化、高齢化という今日的な行政課題とも密接に関わっていることが明らかになりました。

この間、平成4年（1992年）3月には、人権啓発基本方針を、また、同じく4月に豊中市文化行政懇話会から「市民一人ひとりが文化的存在である」との基本理念をふまえた提言がだされました。これらは、識字問題が人権の課題であるとともに、文化行政の課題であり、まちづくりの課題であることを示唆しています。

このような中で、識字問題の解決を図るには、当市のあらゆる行政分野の共通課題として総合的かつ積極的に取り組むことが重要であるとの認識に立ってこの基本方針を策定しました。

識字は、人と人とのコミュニケーション手段であるとともに、市民自治と文化創造に大きな役割を果たします。市民一人ひとりの基本的人権がより一層保障される社会の実現のため、みなさまのご理解とご協力、ご支援をお願いいたします。

平成6年（1994年）2月

豊中市長 林 實

もくじ

第Ⅰ章 基本理念

A. 方針策定の主旨	1
B. 策定の理念	2
C. 方針展開の視点	3

第Ⅱ章 基本認識

A. 識字問題とは	4
1. 識字問題に関する認識と広がり	4
2. 非識字を生み出す背景と実態	5
3. 基本的人権と識字	7
B. 豊中市の取り組み経過	7
1. 國際識字年（1990年）まで	7
2. 國際識字年を契機として	8
3. 人権・文化・まちづくりの課題として	8
4. 市民自治と文化創造	8
5. 生涯學習	9

第Ⅲ章 推進方針

A. 同和問題と識字	1 1
1. 現状と課題	1 1
2. 推進方針	1 4
B. 障害者問題と識字	1 5
1. 現状と課題	1 5
2. 推進方針	2 0
C. 女性問題と識字	2 2
1. 現状と課題	2 2
2. 推進方針	2 4
D. 在日外国人問題と識字	2 6
1. 現状と課題	2 6
2. 推進方針	2 9
E. 学校教育と識字	3 0
1. 第四中学校夜間学級と識字	3 0
2. 不登校児童・生徒と識字	3 2
3. 帰国児童・生徒と識字	3 5
F. 社会教育と識字	3 7
1. 公民館の「日本語読み書き教室」と識字	3 7
2. 図書館と識字	4 0
G. 市民啓発と識字	4 3
1. 現状と課題	4 3
2. 推進方針	4 3
H. 行政の文化化と識字	4 5
1. 現状と課題	4 5
2. 推進方針	4 5
I. 推進体制	4 7

施策体系図	4 9
-------	-----

資料	5 1
----	-----

豊中市国際識字年推進連絡会議
(設置要綱、委員名簿、実務者会委員名簿、開催状況、事務局)

第Ⅰ章 基本理念

|| A 方針策定の主旨

私たちは、文字を使って生活し、豊かな文化をつくり出してきました。文字は、人と人、人と社会をつなぐ大切なコミュニケーションの手段になっています。

現在の社会は、誰もが日本語の文字を自由に読んだり書いたりでいて当然と思われて、むずかしい文字や言葉があふれています。しかし、差別により学校で学ぶことができなかった人、さまざまな障害をもつ人など、種々の事情で読み書きに不自由な人や外国人と共に暮らしています。

国際連合は、1990年を「国際識字年」と定め、「すべての人に文字を」という観点から、2000年までに世界のすべての人が文字の読み書きができるように運動を展開しています。

今、世界には約9億6000万人の読み書きに不自由な人がいるといわれていますが、社会的不利益を受けている人、その中でもとりわけ女性に集中しているという実情があります。

日本でも豊中でも、被差別部落の住民、在日韓国・朝鮮人をはじめ、差別と貧困から文字を奪われてきた人々がいます。また、外国人労働者や中国からの帰国者の識字問題、さらには、学校の不登校などによっておこる機能的な読み書き能力の問題が、受験と教育という関係の中から生まれてきています。

さまざまな差別が、人々から文字を奪い、人間の生きる権利をも奪ってきたという現実の中から、今日では、識字は「人間の解放と全面的な発達」のためにあり、そのため生涯学習としての教育のあり方を問いかけているといえるのです。

福岡県の部落解放運動によって始まるわが国の識字学級は、リンゴ箱を机がわりにしてのカタカナ、ひらかなかから学ぶ出発でした。やがて豊中市でも解放会館の中で開かれるようになりましたが、ここには、毎日の仕事や生活の苦しさに負けず、差別によって奪われてきた文字を取り戻し、差別を乗り越えようと、夜遅くまで学びあういきいきした姿が見られます。

詩「手紙 夕やけがうつくしい」を書いた北代 色さんは、その詩の中で「夕やけを見てもあまりうつくしいと思わなかつたけれど

じをおぼえてほんとうにうつくしいと思うようになりました」といっています。差別は美しいことを美しいと表現する方法まで奪っていたのです。文字を奪われることによって、人間の生きるよろこびや豊かな感動をも奪われていたのです。それほどに部落差別は厳しいことを、この短かい文字が語っています。文字を自分のものに取り戻しつつあるこの喜びの詩は、読み書きできるのが当然と考える社会を糾弾しているといえます。識字とは、人間の生きる原点であるといえるのです。

1990年の国際識字年においては、識字は、人間を「解放」する文化として、最も人間らしい営みであり、これまでの教育と行政のあり方を見直す機会となりました。

豊中市は、このような認識をふまえて現状と課題を見つめ直し、識字問題の克服に向けての、基本的な考え方をまとめた推進方針を策定いたしました。

|| B 策定の理念

1. 「平和で平等な社会づくり」をめざして

豊中市は、新総合計画の中で、基本計画の冒頭に「平和で平等な社会づくり」をあげています。この中で、同和対策の推進と女性の社会参加の促進、障害者や在日韓国・朝鮮人など外国人の人権尊重を唱い、同和問題、障害者問題、女性問題、在日外国人問題などの人権の視点に基づく、基本方向と施策の推進を明らかにしています。

また、平成4年（1992年）3月には「豊中市人権啓発基本方針」が策定され、新総合計画を受けた人権の視点からの施策の方向を、なお一層明らかにしています。識字の施策は、これらの方向に基づいた取り組みとして位置づけます。

2. 「新しい生活文化創造の展開」をめざして

新総合計画の基本計画は「新しい生活文化創造の展開」を掲げています。これを具体化するため平成4年（1992年）4月に、豊中市文化行政懇話会から文化振興ビジョン策定にあたっての提言を受けました。その中で、文化行政の視点から市民自治の根幹が、市民一人ひとりが主体的に文化にかかわる権利をもつことにあると示しています。これを受けた「豊中市文化振興ビジョン」においても、

「市民一人ひとりが文化的存在である」ことを基本理念に据えています。

識字の取り組みは、豊中市の人権・文化・まちづくりの課題であり、市民文化、都市文化、行政の文化化における重要な課題でもあります。

3. 「すべての人が読み書きできる社会」をめざして

国連は、西暦2000年までにすべての人が読み書きできることをめざし、各国政府だけでなく、各国地方自治体、非政府組織（N G O）をあげての取り組みを進めることをよびかけています。

豊中市は、教育と行政のあり方を問い合わせつつ、すべての人が読み書きできる社会、「にんげんのまち」づくりをめざします。

|| C 方針展開の視点

1. 総合行政としての取り組みを進めます

識字の取り組みは、教育をはじめとして、福祉、保健、都市整備、市民生活など、本市のあらゆる行政分野にまたがって進められなければなりません。したがって、教育委員会、市長部局などすべての部局の共通の取り組み課題であることを認識し、総合的な取り組みを進めます。

2. 人権・文化・まちづくりの課題として取り組みを進めます

識字は、人と人とのコミュニケーション手段であるとともに、それは社会を変革する力を持ちます。そのため識字問題を、社会の情報化、高齢化、国際化、文化化など社会変革の関連からとらえ、人権・文化・まちづくりの政策課題としての取り組みを推進します。

3. 2000年(平成12年)までに「すべての人に文字を」

今後、関係者の協力を得ながら識字施策の具体的な実施を進める中で、点検を行いながら2000年(平成12年)までに「すべての人に文字を」という目標に向かって、取り組みを進めていきます。

第Ⅱ章 基本認識

|| A 識字問題とは

1. 識字問題に関する認識と広がり

(1) はじめに

1989年のユネスコ統計によりますと、世界には約9億6000万人もの読み書きができない人びとがいるといわれています。これは世界中の成人の4人に1人にあたり、特にアジア・アフリカ地域に集中しています。

また、社会的不利益を受けている女性の非識字率が高いことが特徴です。ユネスコは創設以来、識字活動に取り組んできていますが、識字のとらえ方については年月とともに変遷しています。

(2) 識字のとらえ方の変遷

1951年に開催の「ユネスコ教育統計標準化に関する専門委員会」では、識字の定義を「日常生活における簡単な文章を理解して読み書きできること」としました。すなわち、識字能力とは「文字の読み書き、計算の能力」（操作的能力）を持つことであると理解されています。

その後、1962年の「識字に関する国際専門委員会」では、「所属する集団や地域社会において、識字が必要とされるすべての活動に参加できる基本的な知識や技能を身につけているか、自分自身または地域社会の発展に向けて、その技能を発揮し続けていくのに十分な読・書・算の能力をもつこと」という定義がなされました。この段階では、「コミュニケーションできる能力（対話的能力）」や、この能力を基礎にした「社会において技能を発揮できる能力（社会参加的能力）」にまで識字の概念が広げられました。

さらに1965年、テヘランでの「非識字解消のための世界文相会議」では、識字と開発、発展の結合がうたわれ、操作的能力から社会参加的能力までを包括する概念として、「機能的識字能力」という考え方方が生まれました。これは、「現代の複雑な社会に適応して生活していくのに十分な識字レベルに達している能力」という意味で理解されています。

(3) ペルセポリス宣言（文化創造－社会変革的識字）

ユネスコはこの後、「識字プログラムが単に経済発展だけでなく、社会的、文化的、政治的変革にも重点をおくことで、はじめて完全に機能的になりうる」。また、「文字を持たない文化（無文字文化）の存在や、世界各地域の文化は相対的な価値をもち、互いに優劣をつけるべきでない」などの認識をふまえ、識字の定義を「たんに読・書・算の技能習得にとどまらず、人間の解放とその全面的発達に貢献するもの」としたペルセポリス宣言（1975年）を行いました。この宣言以後、「文化創造－社会変革的識字」という概念が新たに国際的に確立しました。

(4) パウロ・フレイレの識字

ブラジルの教育学者パウロ・フレイレは、識字を「被抑圧者のためのものではなく、被抑圧者とともにその人間性を奪い返す絶えざる闘いの中でつくりだすものである。抑圧とその原因を被抑圧者自身の考察の対象とし、このことを通じて、解放に向けた闘いへの参加を必然的にする」と述べています。そして、識字学習の取り組みを進めるため、学習者との対話を重ね、共に学び共に生きる中で、生活実感に基づいた学習を推進する方法を提唱し実践しました。このパウロ・フレイレの考えは、今日の識字活動のさまざまな実践に大きく影響を及ぼしています。

(5) 識字の二つの側面の統一

識字には、機能的識字の側面と、文化創造－社会変革的識字の側面とがあります。すなわち、文字の読み書きを学ぶことにより、読み書きができなかった人が社会に適応していけるようになるという側面と、自分たちが読み書きに困るようになった原因を掘り下げ、それをもたらした社会の差別や抑圧をなくす取り組みに立ち上がるという側面です。

そして、この両者の側面の統一によって、識字活動の推進が行われることが大切であると指摘されています。なぜなら、学習者の要求は、この二つの側面を含んでいるからです。

2. 非識字を生み出す背景と実態

(1) 世界・アジア

識字問題は、アジア・アフリカなど発展途上国に文字の読み書き

できない人が多い実態から、先進諸国との経済格差の反映であると理解されることがあります。しかしながら、実際は20世紀半ばまで、わが国をはじめ、いわゆる先進諸国による植民地支配と経済的収奪がもたらした差別と貧困や社会的抑圧があり、その結果としてこれらの地域で多発してきた戦争や紛争が、文字の読み書きできない人を、これらの地域に多数生み出してきたといえます。先進諸国の発展と繁栄が、これらの地域の犠牲の上に成り立ってきたことを考えますと、識字の問題が世界的な課題として提起され、国連が、2000年までに非識字を克服しようとよびかけている意義は、識字問題が実は先進諸国の問題であることに気づくことあります。

また、機能的識字という面からは先進諸国も問題を抱えています。アメリカで2,000万人、ドイツ、フランス等でも、それぞれ約200万人の機能的非識字者がいると推定されており、わが国にとっても例外ではありません。

(2) 日 本

差別と貧困、社会的抑圧や戦争が非識字を生み出す構造は、わが国においても同様です。差別と、差別の結果としての貧困が非識字を生み出すという典型的な例が部落差別です。日本の識字運動が、まず部落解放運動の中から取り組まれてきたことからも明らかです。

また、在日韓国・朝鮮人についても、日本社会の中で、在日一世の人々を中心に日本語の読み書きが不自由なまま暮らすことを余儀なくされてきました。さらに、戦後の混乱の中で教育の機会を奪われてきた人々の存在も、中学校夜間学級開設の取り組みの中で明らかになっています。

これらの識字学習に参加する人はいずれも女性が多く、貧困と共に女性への差別の存在が、この結果を反映しています。

一方で政府は、1964年のユネスコ調査に対し、「日本では識字問題は完全に解決済みである。……現状において、識字能力を高めるために特別な施策をとる必要はない」と答えています。しかし、過去の調査で読み書きに不自由していると答えた人々の数や、未就学者の統計などからみて、今日でも日本社会全体で、機能的非識字の状態にある人の数は、約170万人とも300万人とも推定されていますが、潜在的にはこれ以上の人びとが読み書きに不自由していると考えられます。

これらの文字の読み書きに不自由な人びとに対する対策は、極めて重要ですが、一方で、新たに読み書きの不自由な人をつくりださないためにも、識字の基礎条件である義務教育を担う学校教育のあ

り方が、大切な課題です。とりわけ、その一環としての不登校児童・生徒対策は、識字問題の重要な課題であることを認識しなければなりません。

3. 基本的人権と識字

人権は、人間が一生をかけて自己を形成していくのに必要な基本的条件です。日本国憲法第11条、第13条、第14条では、人権尊重、幸福追及権、法の下の平等をうたっています。これは一人ひとりが人権を平等に保障され、かけがえのない生命を大切にして、自分の人生を自己決定し自己実現をすすめ、幸福を求める権利として理解されています。

近代社会では、読み書きに不自由な人は、結果的に基本的人権が保障されない状態に置かれ、思想の自由、表現の自由、職業選択の自由等の自由権の人権をはじめ、教育権、社会保障権、文化的に生きる権利などの社会権も十分保障されなくなるといえます。いわば、人間として主体的に生きるために選択の幅が狭められることです。

そのため、識字問題は、まず人権問題であるという基本認識が大切です。部落差別、女性差別、民族差別、障害者差別などさまざまな差別は、人々の教育を受ける権利を奪うとともに、貧困と複雑にからみあい、差別の結果として、読み書きに不自由な人をつくりだしていくことを認識しなければなりません。

また、さまざまな人権問題の中で、多くの人びとが、みずからの人間性を回復するために進めてきた文化や識字の営みから学ぶことも大切になってきています。

|| B 豊中市の取り組み経過

1. 國際識字年（1990年）まで

國際識字年以前においても、豊中市の部落解放運動の中で識字活動が取り組まれ、昭和45年（1970年）に豊中地区で始められましたが、一時休止の後、昭和57年（1982年）から再開されました。また、昭和49年（1974年）に螢池地区で識字教室が開設され、いずれも積極的な活動を展開しています。

また、中学校夜間学級は、昭和26年（1951年）1月から昭和32年（1957年）3月まで、豊中市立第一中学校で開設された経過があり

ます。その後、全国的な夜間学級復活の運動に応えて、昭和50年（1975年）に豊中市立第四中学校に再び開設され今日に至っています。

さらに、1990年の国際識字年を契機に、識字問題を行政課題として位置づけ、府内に「国際識字年推進連絡会議」を設置し、翌年の「国際識字年記念展」の開催を中心とした取り組みを開始しました。

2. 国際識字年を契機として

豊中市は、1990年の「国際識字年記念展」開催と共に、公民館においても「日本語よみかき教室」を開設しました。

識字問題は、同和問題や障害者問題、女性問題、在日外国人問題など人権の諸問題と深く関わっていると共に、義務教育未修了者、中国帰国者とその家族、海外からの帰国児童生徒を対象とした施策であるだけでなく、生涯学習や情報化、国際化、文化化、高齢化という今日的な総合行政の課題とも密接に関わっていることが明らかになりました。

現在、豊中市は識字問題の検討、調整活動を、府内の識字問題に関わる連携組織である「国際識字年推進連絡会議」を中心に進めています。

3. 人権・文化・まちづくりの課題として

平成4年（1992年）3月に「豊中市人権啓発基本方針」が策定され、人権の視点から、人権と文化、まちづくりの関わりについての方向を示しています。また、同じく4月に豊中市の文化振興に向かって、豊中市文化行政懇話会からの提言が出され、文化行政の視点から、市民自治の根幹が市民一人ひとりの表現や創造、交流の自由の保障にあることが指摘されています。

いずれもこれらは、識字の問題が、人権の課題であるとともに文化行政の課題であることを示唆し、今日では、まちづくりの課題でもあることが明らかになっています。

4. 市民自治と文化創造

自治体行政の根底は、市民自治によって支えられています。地域社会をよくしていくためには、住民の一人ひとりが、住みよいまちにするために力を合わせていくことが大切です。このような市民の

自治活動こそが、地域社会や自治体を支える基盤であり、自治体にも市民自治活動を支援する責務があります。

市民のだれもが主体的に社会生活を営み、社会の構成員として参画し、社会の変革に積極的に関わることができるのであり、これらは市民の基本的な権利です。すなわち、文字の不自由な人びとにとっても市民自治への参画が等しく保障されねばなりません。

文字は自分の意思を表現するためだけではなく、行動し、社会参画するうえでのコミュニケーションをつくることができます。その権利を実現するためにも識字能力を高めることが必要であり、行政は市民の教育権を保障しなければなりません。

豊中市文化行政懇話会の提言『市民一人ひとりが文化的存在である』では、「市民主体の文化行政をすすめることは、市民自治を確立することに他ならない」と指摘しています。これは、市民が自己の主体的な欲求に基づいて表現し、自己実現を図る文化的権利を持つということであり、行政は人々の文化活動の支援に努めることが必要です。

識字学級で文字を学ぶ人々が、朗読劇の形で自らの思いを発表することや自分の生いたちを綴ることは、それ自体が文化創造活動であり社会変革能力を高める営みです。さらに、外国人住民にとっても、異文化社会の中で自分を表現するために、また、日本社会の中で社会参画する手段として、識字活動が大きな役割を果たしています。

5. 生涯学習

「生涯学習」とは、一人ひとりが自己の充実・啓発や生活向上のため、自発的意思に基いて、必要に応じ自己に適した手段方法を自ら選び、生涯をとおして行う学習をいいます。

生涯学習は、市民の自主的自発的な自己実現に向けての行動であり、その学習課題はすべての生活領域とすべてのライフステージにわたって広範多岐に存在します。中でも識字問題は、最も基本的かつ生涯をつうじての学習課題であり、その基礎を培うことは義務教育としての学校教育の基本です。

しかしながら、今日、差別の結果としての識字問題をもっている同和地区住民、女性、障害者、在日韓国・朝鮮人などの市民の多くは、差別と貧困のために学校教育において基礎的識字を学習する機会を奪われてきたという厳然とした事実があります。その中で、義務教育未修了者とみなされる人びとに対しては、中学校夜間学級が

開設され、識字習得の機会が保障されてきましたが、義務教育を修了したとみなされる人びとには、これまでその機会は充分ではありませんでした。

また、同和地区においては、厳しい部落差別の結果、同和地区的児童・生徒は、家庭・地域の教育力や教育環境に恵まれず、そのことが今日のいわゆる「低学力」の実態をもたらしています。

豊中市においては、まず同和地区住民の要求に応えて、社会同和教育事業としての識字学級を開設し、その経験と実績の上に立って1990年の国際識字年を契機に、市民を対象に公民館で識字教室を開催しています。

第Ⅲ章 推進方針

|| A 同和問題と識字

1. 現状と課題

(1) 部落差別と識字問題

部落差別の現実として、同和地区の人びとや地区出身者に対する差別はなお厳しく、社会意識としての差別観念は根深く存在しています。特に、教育就職、結婚などの市民的権利が保障されていないということは、人間として生きることを排除するということであり、深刻な問題です。

現在もなお同和地区には、長年にわたる部落差別と差別がもたらした貧困により義務教育が十分に保障されなかつたため、中高年齢者層を中心に、今も読み書きに不自由しながら生きることを余儀なくされてきた人々が多くいます。

部落解放運動の中では、このような実態に対し1960年代の初め福岡県内の取組みに始まって、全国の多くの同和地区で「文字を取り戻す営み」として識字教室が取り組まれ、大阪府内でも1970年前後から活動が開始されました。

当初の識字活動は、就労保障につながる切実な生活要求として生まれました。現在では生活要求としてだけではなく、同和地区住民の差別への怒り、生きる喜びなどを表現する豊かな文化活動として、解放運動の一環として位置づけられています。

また、識字活動は、文字を読み書きできないことが、被差別部落の人びとの側の責任であるかのように受け止めていた人びとに、生々しい差別の結果であるということを問いかけるとともに、文字の読み書きが単に生活の手段であることを越えて、被差別者の社会的立場を明らかにし、人が人として生きていくという人間性を取り戻すための営みに高められてきました。同和地区の教育対策の中では、基礎学力を保障するため、義務教育における30人学級の実現や加配教員の配置などが取り組まれてきましたが、成人に対する教育保障の具体的実践の中で、識字学級は大きな比重を占めています。

(2) 同和地区住民の実態

平成2年（1990年）に大阪府が府下同和地区生活実態調査を実施しました。同調査に厳しい部落差別の結果が具体的に明らかにされています。同調査で、市内の同和地区において、何らかの形で読み書きに不自由していると答えた人の実態は、読むことに関しては、「漢字も少しなら読める」「かななら読める」「まったく読めない」の回答の合計で11.3%となっています。一方、書くことに関しては、「漢字も少しなら書ける」「かななら書ける」「まったく書けない」の回答の合計で14.9%となっています。

読み書き能力については、確かに年齢が高くなるほど不自由している実態が多く見られますが、20歳代で、「漢字も少し読める」4.3%、「漢字も少し書ける」5.7%、40歳代では「漢字も少し読める」7.2%、「漢字も少し書ける」6.0%、「かななら書ける」6.0%の回答があり、読み書きは高齢者だけの問題ではないことも明らかになっています。

また、読み書き能力と現在従事している仕事の種別との関係を見ると、「普通に書ける」人で専門・技術、事務、管理的職業が34.3%、技能工・製造・建設の職業が18.8%、サービスの職業が16.2%の従事者があるという回答があるのに対して、「まったく書けない」人では、専門・技術、事務、管理的職業は0%、技能工・建設・製造の職業、サービスの職業がそれぞれが40.0%の従事者であるという結果になっています。

このように、職業に偏りが見られるなど、読み書きの不自由が職業選択の幅を著しく制限している実態が明らかになっています。

(3) 現 状

豊中市内の同和地区では、社会教育事業による同和対策の中で「よみかき・きょうしつ・とよなか」、「螢池識字学級」が毎週1回開設されています。これらの識字学級では、文字の読み書きを覚えることにとどまらず、文字で表現するよろこびや感動を知ることをとおして、暮らしや文化を考え、人間性の解放をめざす取り組みをしています。

講師については、豊中地区は豊中市同和教育研究協議会から、螢池地区は第十八中学校と螢池小学校教職員の協力を得ています。また豊中解放会館・螢池解放会館は、識字活動の場所を提供するとともに、その促進に向けた条件整備を図ってきました。

平成5年（1993年）4月現在、豊中地区は15人、螢池地区は10人の人々が識字活動に参加しています。

(4) 課題

①ニーズの把握と参加を促す環境づくり

前掲の大阪府実態調査は個別面接法によるもので、読み書きに不自由しているということ自体が、マイナスイメージで受けとめられがちな社会意識の中では控え目な数字であると推測できます。しかし、結果だけからみても、同和地区においてなお識字活動に参加できていない人々が多数いることは明らかで、このような人々の参加しやすい環境をつくることが今後の基本的な課題といえます。

さらに、最終学歴などの就学状況やその他の生活実態などとあわせ、識字に限らず文化性の向上を基本に、同和地区住民が抱える潜在的学習要求の問題点を把握し、今後の課題を明確にすることが必要です。

また、地区住民の生活文化の向上を図るため、解放会館における生活相談などの事業や日常活動をとおして、住民の識字学級への参加を呼びかけていくことが必要です。

②関係組織・機関や担い手の連携

現行の識字学級の充実を図るために、地元住民組織、関係行政機関、講師団など幅広い関係組織や機関、担い手の連携によって、両地区的特徴を生かしながらより効果的な教材や手法の開発、リーダーの育成、地区相互の交流など、より積極的な活動運営を支援・保障するための検討が必要です。

さらに、市内や府下のさまざまな識字活動との連携・交流を促進するための条件づくりに努めることが大切です。

③市民啓発

文字をとりもどす識字学級の取り組みは、地区住民が自からの解放をめざす生き生きとした活動として展開されてきました。

また、文字を自らのものとし、被差別体験をつづり、鋭く差別を見すえ文章をうみだしていくという識字活動が、人間解放の文化ともいえる新しい文化を創造し、感性や思想、文化を高めることにつなぐ営みとなっています。このような活動という交流を深め、人間讃歌をめざす同和地区住民の姿や思いを啓発することが、地域社会の文化のあり方をより豊かにするための契機となります。

そこで、市民啓発、社会同和教育、地区周辺啓発・交流事業などにおいて、地区住民の協力を得ながら、識字に関する問題を効果的に生かせるよう努めなければなりません。

2. 推進方針

(1) 識字学級参加者の掘り起こし

- ①同和地区の識字学級は、これまで実績を重ねてきた一方で学級の固定化や高齢化、さらには男性が少なく女性が圧倒的に多い実態があります。しかし、潜在的にニーズがなお高いことから、多くの人があらたに参加できるよう、日常の事業や活動と連携した取り組みを進めていきます。
- ②高齢者だけでなく比較的若い世代にも読み書きに不自由している実態があることから、小・中学生、高校生など同和地区子ども会に集う児童・生徒の親が、参加できるよう働きかけていきます。

(2) 学習諸条件の整備

- ①識字学級の指導者は、主に学校教職員の協力を受けていますが、幅広い識字学級への協力者を確保するなど、運営の充実を図ります。
- ②学習者の生活上の自信につながる学習を深めることをめざし、指導者と共に学び、語りあえるものすべてを教材化するようプログラムの多様化に努めます。
- ③同和地区の識字学級が先進的に積み重ねてきた経験を共有し、他の識字活動への支援につながるよう努めます。
- ④活動場所の整備と、教具や資料の充実を含め、日常的活動の支援に努めます。

(3) 連携と交流の推進

- ①識字学級の充実には関係組織や機関の連携が不可欠です。社会教育課、解放会館、同和教育室、同和対策室企画調整課および市同和事業促進協議会、市同和教育研究協議会、関係校などが連絡、連携を密にし、適切な役割を果たすように努めます。
- ②解放会館の外へ積極的に出ていく活動の拡大や、他の識字活動との交流をより活発化するための支援を充実します。
- ③識字活動に取り組む人々のネットワーク化のため、指導者同士の交流と、さらに一步進んで生徒相互の交流の実現をめざします。

B 障害者問題と識字

1. 現状と課題

(1) 障害者問題は社会全体の問題

障害者問題は、すべての人の問題であり社会全体の問題です。障害者が住みよい社会は、障害を持たない人にとっても住みよいといえる社会です。

これまで障害者問題は、これを社会全体の問題としてとらえずに、障害者一人ひとりの身体的、精神的特徴に注目するあまり障害者個人の問題として対処されがちでした。このため、障害者に対する無理解や誤った先入観から社会的差別や偏見が生まれ、長年にわたり障害者の基本的人権を侵害してきた経過があります。

しかしながら、昭和56年（1981年）の国際障害者年を契機に障害者の概念は、個人の特質である「機能的障害」と、そこから引き起こされる「能力障害」、そして能力障害の社会的結果である「社会的不利」に区分されて考えられ、障害を社会的な関係からとらえ、社会的に存在する「障害」についての視点が明確にされました。

また、人間の尊厳や人格、生命は、あらゆる人間に平等に尊重されています。社会において障害者も「完全参加と平等」が保障されなければなりません。すなわち、障害者問題は個人の問題でなく、社会全体で解決しなければならない問題であり、そのことが社会全体や人間の豊かさにつながるとの認識が必要です。

(2) 障害者と識字問題

重度の心身障害児は、義務教育において就学免除や就学猶予、あるいは居住地から遠く離れた養護学校や入所施設に通うことを余儀なくされ、近くの小・中学校へ通学することができなかった状況が最近まで続いていました。このように、障害者は障害を持っているというだけで、社会から隔離され、教育を受ける機会からも疎外され、読み書きの学習機会を失ってきました。国際識字年の「すべての人に文字を」という目標は、「読む」「書く」「計算する」「コミュニケーション能力」を基礎とした「社会参加的能力」、さらにこれらを包括した概念として「機能的識字能力」として考えられていますが、障害者にとって識字を考える場合、次の a から f に区分し、考えることが大切です。

- a. 日常生活上の文化の獲得＝習慣や慣習、身の回りの事物など、日常生活上の文化や知識の理解と獲得
- b. 自己決定力の獲得＝自分の意思を自分で決定する力の獲得
- c. 自己表現、意思伝達手段の獲得＝自分自身の感情の表現・存在や思い、意思などを他者に伝える手段の獲得
- d. 言葉・文字の獲得＝言葉、文字の存在を認識し、自分自身のものとして使用できる
- e. コミュニケーション（他者との意思疎通）＝他者との意思疎通を図り、自己の存在を自覚できること
- f. 自己解放力と交流、文化への貢献（参加）＝自分の思いや感情を文字や言葉として表現し、また、他者の思いや感情を理解し相互交流を通じ文化を形成する主体となりうこと

しかし、障害の種類・程度により上記の a から f の獲得が困難な状況にある人もあります。これらは、いずれも本人だけの問題としては解決はできず、まわりの人びとが受けとめられる手段と環境を整えることが不可欠です。

障害の状態での特徴的なコミュニケーションの取組みが見られます。以下にまとめてみますと、

①視覚障害

視覚障害は、見えない、見えにくいことから文字（墨字）の獲得が困難であり、墨字の代替えとして点字の獲得をおこなうことになります。しかし、耳からの情報に頼ることが多く、物の形や相手の表情などがつかみにくいため、コミュニケーションに著しい制限があります。

②聴覚障害

聴覚障害は、聞こえない、聞こえにくいという機能障害から言葉の獲得が極めて困難です。成育過程の中で「身の回りの事物」「習慣や常識」といった基礎的なことは身につきますが、言葉・文字の理解や習得は、それに焦点をあてた教育的な技法が必要になります。そういうことから、言葉の理解、表現する代替え手段として手話や口話法などがあります。

③言語障害（発話の障害）

言語障害は、重度の脳性麻痺などにより発声が十分できないことによる機能不全や、喉頭摘出者にみられる音声機能の喪失による発語障害と聴覚障害からくるものがあります。これには、意思伝達装置や人工喉頭などにより一部機能補完ができます。

④重度の脳性麻痺などの障害

重度の脳性麻痺などの障害は、手足などの麻痺のため文字を書くことができない、発声することが困難といった状況があります。また、身の回りの介護を全面的に他者に依存しなければならないことから、社会的な経験が浅く、そのため意思の決定や日常の生活上の文化や知識を身につけることが困難です。

⑤知的障害

知的障害は、上記の障害などを合わせ持つ場合も見られ、個人によりさまざまな状態が見られます。

この障害は、視覚、聴覚、言語、重度の脳性麻痺などの障害とは違い、教育や社会経験を積む機会が保障されても、器質的機能的にそれらの識字レベルの獲得が困難な状態にある障害です。部分的には前記の a から f の獲得は可能なところもありますが、その個人をとりまく人びとがどのように受けとめ、かかわりをもつかが極めて重要になる障害です。

以上、特徴的な障害について述べましたが、いずれも機能損失からもたらされる能力不全を補う意味からの識字教育の必要性と重要性につながるものです。しかし、それらが十分保障されたとしても、なお解決に至ることがむつかしいのが障害者の持つ特異性・個別性です。

とりわけ「b. 自己決定力の獲得」「e. コミュニケーション（他者との意思疎通）」「f. 自己解放力と交流、文化への貢献（参加）」が今後の課題であり、まさしく「社会的不利」の領域へのアプローチが重要です。

(3) 現 状

障害者は、その障害の種別・程度はさまざまですので、それぞれの状況に応じたコミュニケーションの手段、方法を補うための施策を行っています。これらは、識字という概念に着目した施策ではなく、それぞれの機能的障害や能力障害を、直接あるいは間接的に補う意味での施策です。

①視覚障害者対象の事業

補装具（眼鏡・点字器）の交付や日常生活用具（点字タイプ・音声電卓など）の給付、点字広報・声の広報の発行、点字図書・声の図書の貸し出しや対面朗読サービス、家庭墨字協力者事業、福祉のしおりなどお知らせの点字化、歩行訓練事業、ホームヘルパー、ガイドヘルパー派遣事業、福祉電話料金助成、市民を対象とした点字講座の開催や各種情報の点訳・音訳・朗

読の各ボランティアの育成などを行っています。

これらの事業を通じ視覚障害者への理解を深めるとともに情報の提供を図っています。

また、教育の領域では盲学校における専門的教育、さらに地域の学校における交流教育が展開されています。

②聴覚言語障害者対象の事業

補装具（補聴器・人工喉頭）の交付や日常生活用具（ファックス設置）給付等事業、ろうあ者福祉指導員の設置、団体の自主事業（社会学習講座など）への助成、家庭連絡協力者事業、交通機関などの割引制度の活用などのほか、市民や市職員を対象とした手話講習会の開催や手話や要約筆記の学習・普及など聴覚障害者と健聴者との交流理解を深めるための場として手話サークルの育成などを行っています。

これらの事業を通じて、聴覚障害者への理解を深めるとともにコミュニケーションの機会および情報の提供を図っています。

また、教育の領域では聾学校における専門的教育、さらに地域の学校における交流教育が展開されています。

③重度脳性麻痺者など対象の事業

補装具・日常生活用具（意思伝達装置）の給付やホームヘルパー、車椅子ヘルパー派遣事業や「共生共育」を目的とした交流ボランティアグループの育成を行っています。

また、教育の領域では養護（肢体不自由児）学校における専門的教育、さらに地域の学校における交流教育が展開されています。

④知的障害者など対象の事業

ホームヘルパー、精神薄弱者ガイドヘルパー派遣事業や「共生共育」を目的とした交流ボランティアグループの育成を行っています。

また、教育の領域では養護（精神薄弱児）学校における専門的教育、さらに地域の学校における交流教育が展開されています。

⑤障害福祉センター「ひまわり」の講座

障害者と健常者の交流を図り、人間的なふれあいの場をつくりだすため、陶芸教室や手織り、ワープロ、英語教室などの開催をはじめ、詩吟や音楽サークルなどの育成を行っています。

⑥その他、交流・社会参加の促進、市民啓発事業

交流・社会参加の促進、市民啓発事業として国際障害者年記念フェスティバルや障害福祉センター「ひまわり」夏祭りをは

じめ、育成団体事業として社会見学や交流キャンプなどの継続した事業を行っています。

また、広報紙での特集を組み、障害者問題全体として市民の理解と協力が得られるよう事業を行っています。

(4) 課題

現状の施策は、機能損失・能力不全を補う意味あいのものが中心であったため、視覚、聴覚障害者への施策を重点に進められてきました。

その結果、豊中市が現在進めている視覚、聴覚障害者への事業やサービスも、十分とはいえないまでも障害者と健常者のコミュニケーションを図っていくうえで、一定その役割は果たしており、その成果を踏まえ、より積極的な施策の展開が求められています。教育の果たす役割は、極めて大きいものがあります。過去における障害者の不就学などの暗い歴史をくりかえすことなく、地域における交流教育や障害に着目した盲・聾・養護学校をはじめ、社会教育などの分野において、より積極的な取り組みが求められています。しかし、障害者と識字の問題は、識字、非識字ということだけにとどまらず、幅広い問題としてとらえることが大切です。

今後は、重度の脳性麻痺などにより字が書けない、発語、発声が十分できない状態の人や社会経験の不足により文化や自己表現ができにくい人への施策展開が望まれています。

また、自己決定や手段としての言葉・文字の獲得が困難な知的障害者といわれる人びとなどへのコミュニケーション・社会参加を保障していくかなければなりません。

さらに、それぞれの障害により意思を伝達する手段や方法は違っていても、これらを自由に表現することができ、それを相互に受け入れることによって、より幅広いコミュニケーションが可能となっていくような取り組みをどのように展開するのかが大切です。特に、行政としては、常に現状の制度、施策の点検と改善、改革、開発などをを行い、コミュニケーションを保障していくための積極的な取り組みが求められています。

また、市民の理解と協力を得て、障害者を受けとめることのできる点字や手話をはじめとする手段の獲得を含め、障害を持たない人びとの側の環境の整備を促進し、「完全参加と平等」と「共に生きる社会」の実現をめざし、「すべての障害者を含めた新しい文化」を創造していくことが、最も重要な課題です。

2. 推進方針

(1) 総合展開に向けた観点

障害者にとっての識字は、それぞれのもつ障害の特性に着目した、次の3つの観点からの施策展開が必要です。

①機能を補う施策

補助具や日常生活用具、福祉機器の開発と普及

②能力を補う施策

基礎的教育の保障と障害に対応した訓練などの研究と機会の保障

③社会的不利を解消する施策

障害者全体への理解の促進、手話や点字の公的機関・市民への普及、重度の脳性麻痺者など・知的障害者などが違和感なく受け入れられる文化的基盤の創出

(2) 社会的不利を解消する施策を展開する

①視覚・聴覚障害者

ア. 市民を対象に点字や手話講座の開催を通じ、点訳（字）や手話のできるボランティアの育成と、市民啓発に努めます。

イ. 受付事務を担当する職員に計画的な研修を行います。

ウ. 点訳グループ、声のグループ・朗読グループ、手話サークルの育成に努め、活動サークルや加入者の増を図り役割、機能を充実させます。

エ. 手話通訳奉仕員派遣事業の啓発や奉仕員の増員と公的機関での通訳者の常設化を図ります。

オ. 視覚障害者への発送文書などの計画的な点字化、および公的機関での点字の公用化を検討します。

②重度の脳性麻痺者など

ア. OA機器の開発、普及、利用促進

科学技術の進歩によりOA機器も改善されています。手や足の不自由な人のワープロ、パソコンなども使いやすく改造され、開発も進んでいます。これらの情報収集や日常生活品目指定への働きかけなどにより、利用促進を図ります。

イ. 福祉のまちづくりの環境整備

大阪府福祉のまちづくり条例の実施にともない、豊中市の福祉のまちづくりのための環境整備要綱の充実・強化を図り、

社会参加が容易にできるよう施策の強化に努めます。

(3) 障害者を含めた新しい文化の創出

平成2年（1990年）5月に、障害者の自立と障害者と健常者の交流を図り、人間的なふれあいの場を創出する拠点として開所した障害福祉センター「ひまわり」は、年々利用者の増とあいまって各種事業も充実の方向にあり、今後より一層コミュニケーションの場として発展することが求められています。

さらに、障害を持たない市民が、乳幼児期からあらゆる機会を通じて、障害者を違和感なく受け入れられる資質、素地や手話、点字（訳）能力が身につくような学習機会の確保と実践を広げるよう努めます。これらの施策を通じ、障害者と障害を持たない市民の共同の場（同一空間・共に過ごす時間）を積み重ね、「障害者を含めた新しい文化」の創出をめざすことが、社会的不利の軽減の課題であり、識字問題は、障害者の基本的人権をどう保障していくのかという問題でもあります。

|| C 女性問題と識字

1. 現状と課題

(1) 読み書きに不自由な人は女性に集中

1985年のユネスコの統計では、男性の非識字率は20.5%（3億5200万人）に比べ、女性は34.9%（5億9700万人）と、女性に読み書きの不自由な人が集中しています。

識字の概念を、単に「読み書きできる」ことだけに限らず、「主体的に社会の発展と変革、創造に参加し、自らの発達を可能にするコミュニケーション手段のひとつ」としますと、機能的識字能力、文化創造・社会変革的識字能力についての男女格差は著しく大きいといえます。これは、女性が教育の機会から排除されることが多かったためです。

(2) 女性差別が非識字を生み出す

女性は、さまざまな分野において区別、排除、制限を受け、差別の中で生きてきました。明治5年に公教育の学制が敷かれましたが、明治12年の就学率（男子58.2%、女子22.5%、平均41.2%）から見ますと、女子のほとんどは不就学に近い状態であったといえます。

また、就学できたとしても、女子は男性に従属した「良き妻、賢い母」となるよう男性とは異なる教育を受けてきました。

現代においても、女性はまず家庭役割を担うべきだとする性による役割の固定化や、女は男より劣っているという女性蔑視の考え方、社会慣習や社会通念としてひろく浸透しています。そのため、女性には男性と同じ教育はいらないとする考え方方が今も根強くあり、なお教育における男女格差を生みだしています。

また、就業や他の社会活動における従属的な位置づけが、女性からさまざまな体験・訓練の機会を奪うことになり、「社会の発展と変革、創造への参加」から実質的に排除される結果を生んでいます。

このような女性に対する差別の実態と社会慣習、社会通念が、相互に絡み合って、女性にとっての識字問題を見えてくくっています。

女性差別は、女性の機能的識字能力、文化創造・社会変革的識字能力の養成を阻害しており、未だに一部では、操作的識字能力の獲得を困難にしています。特に、被差別部落の女性、在日韓国・朝鮮人の女性、障害をもつ女性については、それぞれ固有の差別と女性

差別というように二重・三重の差別を負わされているために、その傾向が顕著です。

(3) 現 状

豊中市においても、第四中学校の夜間学級の生徒の8割が女性であり、公民館や同和地区の識字学級においても女性が圧倒的に多い状況です。婦人会館や働く婦人の家、公民館などでは、社会参加的能力をつける自己主張のトレーニングが実施されています。「人間関係講座」「再就職準備講座」をはじめ、議論する力を養う「ディベイト」講座なども、社会参加的能力の養成という意味では、識字活動の一環といえます。

さらに、社会参加の視点から実施した「まちづくり探検隊」も、女性に欠けがちな体験・訓練の場となっています。

(4) 課 題

「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」では、「非識字の根絶はすべての人にとって必要であるが、一般的に男性に比べ、女性の非識字率を高くしている特別な障害を克服する優先的プログラムが求められている」と規定されており、各自治体においてもその取組みが必要とされています。

①女性問題の視点をあらゆる識字活動に

実践されている識字活動の中では、部落差別や在日外国人差別、障害者差別のため非識字にならざるを得なかったことはかなり明らかにされています。それに加えて、女性であるがゆえに差別され、読み書きに不自由となり、さらに非識字がさまざまな権利を女性から奪っているという状況からも、今後は女性問題の視点から識字活動を充実・強化していくことが必要です。

②現状からの出発

識字活動を進めるにあたっては、読み書きに不自由な女性が、なぜそのようになったのか、そのためどのような差別と蔑視の中で生きざるを得なかったのか、どのような思いで暮らしてきたのかなど、その人がおかれている現状について、正しく認識することが基本とされなければなりません。

③女性問題講座に識字の視点を

既に実施されているさまざまな女性問題講座を識字の視点から問い合わせ直し、位置づける必要があります。女性問題解決のための啓発活動は、識字を前提として読み書きの不自由な人を排除していないかを点検し改めていかねばなりません。

④識字活動として女性問題講座の拡充

女性問題解決のための啓発活動と、識字活動との目的・手法など共通している部分を認識し、違いを探り、その関わりを明らかにしたうえで、機能的識字能力、文化創造・社会変革的識字能力習得のための講座の拡充が必要です。

⑤社会参画の促進

すべての女性が社会変革的識字能力をもつためには、決定権をともなった参加=参画の体験・訓練の場が、行政により積極的に提供される必要があります。

また、地域活動の場における意思決定への女性の参画を促進したり、就労のための条件整備を進めることも重要です。

2. 推進方針

(1) 女性問題解決への視点に立ったプログラムや教材の開発および点検

さまざまな状況におかれている女性のために、それぞれの状況に合わせた識字能力獲得のためのプログラムの開発を行います。さらに、男女平等社会の実現に向けた文化創造・社会変革的識字能力へつながる、プログラムの開発を試みます。

また、女性の切実なニーズや実情をふまえて、女性問題解決の視点に立った教材を開発するとともに、現在使用されている教材の点検を行います。

(2) 関係機関のネットワーク化

読み書きの不自由な人がおかれている現状を把握し、状況に即したプログラムの導入や教材の使用など、より効果的な活動内容にするためには、それぞれの識字活動を行なっている関係機関の連携強化が不可欠であります。情報交換、共同研究などが定期的・継続的に行なえるよう、ネットワーク組織のあり方について具体的に検討し実施します。

(3) 識字活動の交流・連携の推進

識字と差別問題の関わりを明らかにし、差別をなくす取り組みをすすめるために、識字活動の交流・連携が必要です。このことは、参加者や援助者の層の拡大、活動を支援する体制の強化など、現行の識字活動の充実にも結びつきます。

推進にあたっては、識字活動に参加しているすべての女性にとって共通の課題であるので、女性差別と識字問題、生活課題を共有できるような取り組みが重要であります。

(4) 女性問題研修の推進

女性に対する識字活動は、学習者の個別ニーズや生活実態をふまえ、その背景にある女性問題を学ぶ場とする必要があります。そのため、援助者と共に理解と認識が深まるよう計画的・系統的な研修を実施します。

(5) 女性が参加しやすい識字活動に

家事・育児・介護などの家庭役割は、今日でも女性が担うことが当然とされ、学習参加のための時間を確保することすら難しい現状があります。また、働く女性が参加できる識字活動にするためにも、開設時間などの条件整備を工夫することが必要です。

(6) あらゆる分野における意思決定の場への参加促進

市の政策・方針策定への女性の参画（委員会などへの登用）を、「豊中市女性政策基本方針」に基づく実施計画に沿って進めます。

|| D 在日外国人問題と識字

1. 現状と課題

(1) 言葉の壁

豊中市においても多くの外国人が住むようになって、国際化が実感されるようになってきました。しかしながら、国際化の進展とともに日本社会が持つ同質性追及や異文化に対する排外性、これらにともなう差別性が諸外国から厳しく指摘されています。とりわけ、新しく渡日した外国人にとっては、生活習慣の違いや言葉など日本の文化に慣れないことが、さまざまな生活の場面で不安をもたらしています。日本語を話し、読み書きができないことによって、交通機関を利用した移動が不自由であったり、近隣の交際ができないなど、生活上の基本的なコミュニケーションを図ることができない状況にあります。

さらに、定住する外国人とりわけ在日韓国・朝鮮人一世の人々の多くが、日本語に不自由しているという現状があります。日本人の意識の中にも「郷に入っては郷に従え」と、日本の言葉や文化を一方的に押しつけることがあります。言葉の壁が日本人との間に心の壁をつくり、地域社会から孤立化していくという結果が生じることになります。

(2) 開かれた社会をめざして

豊中市は、基本施策として平和で平等な社会づくりを掲げ、在住外国人の基本的人権を尊重する取り組みを進めています。それは、外国人も地域社会を構成する住民として、認めることであります。外国人が安心して暮らせ、ともに生きる開かれた社会を築いていくためには、共に生き共に学ぶ関係をつくりあげるとともに、相互信頼関係を育て、日本語をはじめとするさまざまな言語の識字学習が日本社会とのつながりをつくっていくという認識に立ち、外国人の識字施策の具体的な取り組みを進めていくことが大切です。

(3) 現 状

①外国人住民の識字

豊中市にも多くの外国人が住み、その多くは戦前から地域に住む韓国・朝鮮人ですが、最近は南米やアジア諸国からの新た

な渡日者が増えています。在住外国人は、地域社会との接点が少なく孤立しがちであるといわれています。これまで背負ってきた自らの文化や言葉を、ともすれば否定されるという自己喪失の危機に面しており、日本語の不自由なこうした外国人には識字の学習機会が必要となっています。

また、在日韓国・朝鮮人とりわけ在日一世にとっての識字問題があります。民族の言葉や慣習を失う状況におかれ、また日本語も十分ではないという狭間にもおかれています。

②学習機会の現状

ア. 第四中学校夜間学級

北摂地域で唯一開設されている夜間学級では、多くの在日韓国・朝鮮人が日本人と共に学んでいます。また、日系ブラジル人などの入学希望もみられます。夜間学級は、義務教育未修了者に開かれた教育の場であり、文字を学ぶ場としての役割も大きく担っています。民族差別などさまざまな事情によって教育機会を失ってきましたが、今あらためて成人になって日本語文字の習得のために入学する人が多くいます。

イ. 「外国人のための日本語講座」

中央公民館と千里公民館で開かれていますこの教室には、合わせて1993年1月現在70人を越える人が学んでいます。その多くはアジアからの新たな渡日者です。ここでは日本語文字の読み書きが十分ではなく、そのために地域との繋がりができるないなどの悩みを相談にくる人もあります。

(4) 課題

①地域の国際化を推進するために

異なる文化の背景をもちながら日本に暮らす外国人に、日本人と同じ考え方と行動を求めるることはできません。また、自分たちの習慣が通用すると思っている場合には、地域の中で生活トラブルを起こすことになります。これらを克服し、地域の国際化を推進するためには、母語による情報提供も必要です。外国人の識字問題は、それぞれの人々の生活に社会環境や歴史が関わっており、在日韓国・朝鮮人にとっての日本語と民族語の学習機会や、新たな渡日者の日本語学習機会が充実するよう努めることが必要です。

②ゆたかな学習機会の充実を

外国人が日本社会で市民生活や生産活動していくときに、文字は人と人とのコミュニケーションを図る最も大切で基本的な

手段です。そのため、外国人への識字教室など学習機会を提供していくことが必要です。また、社会の国際化は日本人の問題だけではなく、そこに住んでいる外国人とどう共生していくかという基本的な問題を、すべての市民が理解することも大切です。

③ 学習条件の課題

ア. 一人ひとりの学習要求に即した方法で

学習主体である外国人が、どんな学習ニーズを持っているのかということを、絶えず把握することが必要です。生活の中で機能する言葉を習得していくためには、一人ひとりの生活に対応した学習の方法や内容が求められます。「日本語が自由に話せるようになりたい」という言葉の裏に何があるのかを汲み取ることが、何よりも大切です。

また、友人を求めている学習者には、学習の場を通して人間関係をつくり、友人が得られる場となることが望されます。

イ. 生活に即した学習プログラムを

日本語学習は、文法を学ぶだけではありません。その人が、生活の中で必要としている言葉や文字を学ぶことにあります。「危険」「横断禁止」などその人の生活にとって必要な文字を、拾い起こして学べるようなプログラムが必要です。

ウ. 母国語の学習機会が必要

在日韓国・朝鮮人にとっての識字問題は、現在では二、三世の人の社会になってますます民族の言葉や慣習などが失われつつあるということについて、どう応えていくのかがあります。日本語だけが通用する社会であっても、外国人が民族の誇りを持ちつつ、社会の中で共生することが必要ではないでしょうか。そのためには、日本人のための外国語教室ではなく、外国人の母国語についての学習機会が必要になっています。

一方、新たな課題としての国際化や国際交流施策において、在日、新たな渡日者や日系外国人、海外帰国児童生徒、中国からの帰国者の識字問題への積極的な対応が新たな課題となっています。

エ. 公的学習機会を充実する

外国人の基本的人権の尊重という立場から、識字学習の場を整備しなければなりません。そのためには学習者の条件に即して多様な学習機会を設けることが望されます。指導者、場所、予算、職員体制やプログラムなどを充実していくこと

が必要です。

オ. 夜間学級と公民館の役割分担が必要

公民館の「外国人のための日本語講座」や「読み書き教室」の場を拡大し充実させることによって、外国人の識字を、社会教育活動として位置づけ発展させていくことが必要です。

さらに、夜間学級に学ぶ外国人生徒との交流や、機関相互の連携による学習者情報の交換、必要な学習条件を整えるなどの協力関係が必要です。

2. 推進方針

(1) 日本語学習機会と内容の充実

外国人の日本語学習機会の一層の充実を図るために、学習時間や学習の回数設定については、参加者の利便を考慮し、学習の効果が高まるよう努めます。また、学習者の意欲を触発するよう、優れた指導者により、一人ひとりの学習の進みぐあいに応じた豊富なプログラム内容による学習機会の充実に努めます。

(2) 母国語学習機会の拡充

外国人の母国語学習機会の拡大を図るため、公民館での学習講座を充実させるとともに、新設の国際交流センターの役割の一つとして、外国人の識字学習機会および母国語の学習機会の提供を検討します。

(3) 学習指導者間の連携と交流の促進

中学校夜間学級、公民館など学習機関の指導者相互の、識字問題についての情報交換と連携交流を図ります。さらに、他都市の識字学級との連携を図ります。

(4) 情報、蔵書などの整備

公共の図書館に、子どもから高齢者まで利用ができる外国の図書を整備するとともに、国際交流センターの情報、蔵書との連携を図ります。また、外国人向けに各種の情報提供に努めます。

|| E 学校教育と識字

学校教育は、憲法及び教育基本法の定めるところに基づき、小学校において初等普通教育を、中学校において中等普通教育を行っています。

小学校においては、「日常生活に必要な国語を正しく理解し、使用する能力を養うこと」、中学校においては、「中学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」を、教育の目標の一つとしています。

しかしながら、部落差別をはじめとするさまざまな差別や社会的抑圧により学校教育を受ける機会を奪われたため、多くの読み書きができない人びとをつくりだしてきた現状があります。このような状況をつくり出さないために、経済的支援などの諸施策とともに、一人ひとりの個性や生命を大切にし、他人を受け入れ認め合う人権尊重の精神を根幹にすえ、生きる力につながる学習を基本とした教育を進めてきました。しかしなお、社会問題にもなっていますように、学校や家庭、社会などを背景としたさまざまな理由により、不登校となった児童・生徒が、読み書きの力が充分でないままに義務教育を修了していくという問題が現在問われています。また、近年増加傾向にある高校進学後の中途退学の問題についても、進路指導と関わって考えていかなければなりません。

これらの背景の中で、少なくとも学校においては、いじめや学業不振、教職員との信頼関係など学校生活上の問題に起因して、不登校になり、読み書きが不十分であってはなりません。さらに、生きる力としての文字の読み書きなどの学力を保障するため、学習内容・方法などの一層の工夫による意欲喚起、集団づくり、学習者への支援、家庭への関わりなど数々の取り組みを強めていかなければなりません。学校教育における知育偏重や学歴偏重の傾向を見直しするとともに、新たに読み書きに不自由な人をつくりださないための取り組みが重要です。

1. 第四中学校夜間学級と識字

(1) 現 状

戦後、六・三制教育制度が発足し、義務教育としての新制中学校が生まれました。しかし、戦後の混乱が続く中で、学習を犠牲にし

て働くなければならない中学生が多く、結果的に不就学生徒をつくりだしてきました。このような不就学生徒のために夜間の中学校ができたのが、中学校夜間学級の始まりです。

本市では、昭和26年（1951年）に第一中学校で始まり、週に5日開設されていましたが、昭和32年（1957年）に廃止されました。しかしその後、中学校を卒業できなかった人々に、年齢に関係なく、基本的権利としての義務教育を保障するための場とするため、昭和50年（1975年）、第四中学校に夜間学級が開設されるに至っています。現在、夜間学級は全国で8都府県、35校。大阪府では10校が開設されています。

第四中学校夜間学級は、教育を必要としている人たちが義務教育課程を学ぶ場として、北摂地域で唯一の公的機関です。ここに学ぶ人々は、さまざまな事情により中学校を卒業していない人です。平成4年（1992年）5月現在、生徒の約8割は女性が占め、生徒の平均年齢は50歳となっています。

毎日の生活において、文字の読み書きができないため、さまざまな不便な思いをするとともに、不利益な扱いを受けるため「読み書きができないことを隠さざるを得なかった」という深刻な状況となっています。

夜間学級生徒の多くが、「夜間学級の扉をたたくことには大きな決心がいった」と語っています。このことは、日本の社会がまさに文字社会であること、すべての人が義務教育を修了していると思っている社会であることから考えると、実態は大きな差異が現れています。夜間学級のカリキュラムは、中学校と同じ9科目で行われていますが、生徒にとっては文字の読み書き学習が、重要な学習課題となっています。

生徒の入学目的は、中学校で学びたいと思う人が約6割あり、また中学校修了資格と高校進学が4割となっています。夜間学級は識字学習に大きな役割りを果たしています。

(2) 課題

第四中学校夜間学級が設立されて18年、その間に80数名が卒業しています。義務教育の普及率が99%となり、識字問題はもはや我が国に存在しないという受けとめ方が多い中で、夜間学級は、識字教育の大きな役割を果たしてきていますが、さまざまな課題をも持っています。

- ①就学状況の大きな差異により、生徒間の学力差が大きく、学力実態や就学歴に応じた指導をすることが必要です。

- ②近年、生徒の入学希望者が急増していることから見て、地域に夜間学級を必要とする人々がまだまだ大勢いると考えられます。その人たちの参加を促し、学べるような啓発をすることが必要です。
- ③長期欠席生徒の就学を促進するために、家庭環境、健康、職場の状況などを、的確に把握することが必要です。
- ④現在、夜間学級には多くの日本人と共に在日韓国・朝鮮人などの外国人が就学しています。今後、新たな渡日者などの外国人の識字学習について公民館などと連携、協力していくことが必要です。

(3) 推進方針

義務教育の不就学、未修了などによる非識字を解消するため、第四中学校夜間学級における学習方法、内容について研究を深め、教育活動の充実を図ります。

①活動の充実と学習の諸条件の整備

生徒への効果的な指導のあり方、指導内容、指導方法について研究を深めるとともに、教育活動の充実に努めます。また、学習環境向上のため、施設整備をはじめとする学習条件の整備に努めます。

②参加促進と啓発

ポスター、看板などの掲示、広報誌への募集記事の掲載などにより、啓発活動を展開していきます。

③生徒の生活状況の把握

長期欠席事由などを家庭および職場訪問や通信などの手段により把握しながら、学校行事の紹介や手紙などにより登校を促すよう努めます。

④生徒間や他の識字学級受講者などとの交流と開設学級との連携

夜間学級に学ぶ生徒と、昼間の生徒との交流をさらに深め、市内の解放会館、公民館などと連携、協力し学習者の交流を図ります。

2. 不登校児童・生徒と識字

(1) 現 状

平成3年度（1991年度）の長期欠席児童・生徒数をみると、50日以上の不登校児童、生徒の合計は263人。また、平成4年度（1992

年度)の50日以上の不登校児童・生徒の数は264人となっています。そのきっかけとしては、学校生活に起因するものが最も多く、次に家庭の人間関係、その他の順となっています。平成4年度(1992年度)は、前年度に比べてわずか1人の増ですが、不登校児童・生徒が引き続き増加傾向にあることには違いありません。このような傾向は、学習の機会を得ることができないため、人が生きていくために必要な生活のための知識の習得が不十分となり、児童・生徒が機能的非識字となっていく結果となります。

そのため教育委員会は、平成元年度(1989年度)より組織的な対応策を検討する中で、長期欠席児童生徒指導連絡会を設置し、この原因や対応策などについて研究を重ねるとともに、教職員を対象に不登校児童・生徒をつくりださないための研修会を実施しています。また、不登校問題に関する指導資料「学校生活になじめない子どもたち」第1集・第2集を作成し、本人、学級、家庭などへの支援のあり方を明らかにし、各学校での取り組みの推進に努めるとともに、少年文化館、教育研究所、青少年補導センターにおいて、学校と家庭と連携を図り登校援助や相談、指導を行っています。

なお、平成4年度(1992年度)から市内中学校1校と少年文化館に、登校拒否対応対策のため教員の加配と学生カウンセラーが措置され、訪問指導などにより不登校生徒の指導にあたっています。

(2) 課題

豊中市は、さまざまな取り組みを進め、現在は少しずつではありますが再登校する児童・生徒が増え、これまでの施策による効果が現れています。

しかしながら、前述しましたように不登校の児童・生徒が増加するという傾向にあっては、単なる学力の遅れだけでなく、新たな読み書きに不自由な人をつくりだすという問題をも視野に入れて、不登校問題の重大性について認識し、この問題について研究の取り組みを引き続き重ねていくことが、今後の課題です。

(3) 推進方針

不登校児童・生徒の数が年々増加している傾向において、まずこれを抑止することが急務です。このためには、児童・生徒にとって魅力ある学校・学級づくりに積極的に取り組むとともに、現在不登校の状態にある児童・生徒が、一日も早く再登校できるよう取り組みを推進します。

また、不登校問題は、読み書きに不自由な人をつくりだす大きな

要因であるので、不登校克服のための研究や教職員の研修、保護者の啓発などを推進します。

さらに、不登校児童・生徒の学校復帰のため、学校、保護者、関係機関の連携を深めるとともに、不登校児童・生徒に対しては、教育相談や少年文化館事業などの充実を推進します。

①不登校児童・生徒の実態把握

引き続き長期欠席児童生徒指導連絡会において、不登校児童・生徒の実態について調査、分析し、得られた結果などを教職員に周知し、増加の傾向に歯止めをかけるよう努めます。

②魅力ある学級づくり

不登校児童・生徒をつくりださないため、一人ひとりの個性や生命を大切にし、他人を受け入れ認め合う人権尊重の視点を基本にすえ、児童・生徒が伸びやかに、楽しく、励みをもって登校できる、いわゆる魅力ある学級づくりに努めます。また、不登校の状態にある児童・生徒に関する教職員研修の充実を図ります。

③校内研究の推進と指導体制の整備

不登校の事例研究、不登校の状態にある児童・生徒の理解などについて、校内研究の推進および校内生徒指導体制の整備を通して、この問題についての共通理解ができるよう働きかけます。また、登校拒否対応対策のための教員を確保するため、教員の加配を大阪府に要望していきます。

④関係機関と学校との連携強化

不登校の状態にある児童・生徒が、速やかに再登校できるようより効果的な教育相談活動を展開するため、学校と教育研究所や青少年補導センター、少年文化館との連携をより一層強化します。

⑤教職員、保護者への支援

ますます深刻化する状況に直面する教職員および保護者への支援のため、不登校児童・生徒の理解と指導のための手引書を作成します。

⑥少年文化館事業の充実

不登校の状態にある児童・生徒に再登校を促すため、少年文化館における創造活動事業を充実します。

3. 帰国児童・生徒と識字

(1) 現 状

平成4年度（1992年度）に外国から帰国した児童は101人、生徒は49人で合計150人です。そのうち、アメリカからの帰国は77人、カナダ12人、イギリス11人、その他50人となっています。また、日本人学校で教育を受けていた児童・生徒は48人ですが、昭和63年（1988年）にピークを迎えてからは、年々減少の傾向です。これらの児童・生徒の受け入れについて、豊中市は文部省より昭和58年（1983年）から、帰国児童・生徒の受入推進地域に指定されている。地域のセンター校として上野小学校、第十一中学校が「帰国児童・生徒の適応教育のあり方」について研究を進め、夏期学習指導、日本語回復教室、帰国教室、教育相談活動帰国児童・生徒保護者懇談会などに取り組み、適応教育に一定の効果をあげています。

(2) 課 題

外国において言語・風俗・習慣など異質な文化や環境の中で生活してきた帰国児童・生徒は、一般的に日本語の遅れが見られるとともに、日本の生活習慣へのとまどい、学習の進め方および学校のきまりなどに対する違和感などさまざまな内面的課題を抱えています。とりわけ、帰国児童・生徒の日本語の遅れは、学習や生活への適応を妨げる大きな要因と考えられるので、識字問題を帰国児童・生徒の課題として認識し、今後も引き続き適応教育の推進を図ることが必要です。

(3) 推進方針

帰国児童・生徒については、減少傾向にあるものの、識字問題に関わる課題であるとの認識のもとに、センター校を中心に、積極的に取り組んでいきます。

①研究の推進

「帰国・児童生徒の適応教育のあり方」についての研究を進めています。

②各種学習の場の充実

学習機会の場を提供するため、夏期学習指導や日本語回復教室、帰国教室などの充実に努めます。

③相談活動の充実

帰国児童・生徒に関する教育相談活動の充実に努めます。

④保護者との連携の推進

帰国児童・生徒保護者懇談会を通じて、保護者との連携を深めます。

|| F 社会教育と識字

1. 公民館の「日本語読み書き教室」と識字

(1) 現 状

国際識字年を契機として平成2年（1990年）から、市内の中央・庄内・千里の3公民館で、週に一回の「日本語読み書き教室」を開設しています。

中央公民館は、文字の読み書きの不自由な人を、千里公民館は中国からの帰国者を、また庄内公民館は、地域に住んでいる中国人を対象に識字学習の場の確保をめざして始まりました。

中央公民館では、当初は2人からの出発でしたが、現在は20人を越える学習者になっています。その多くは、日本人と結婚した外国人女性です。今では友達の輪ができ、やすらぎの場としての広がりが生まれています。庄内公民館、千里公民館でも、数は少ないが當時2～3人の学習者が熱心に学んでいます。

これらの「日本語読み書き教室」に参加する人の内、とりわけ日本人には「読み書きに不自由している」と、口に出して言いにくい現実があります。それは「文字を知っていて当たり前」という一般的な社会意識があり、学習者にも「読み書きに不自由している」とが、恥ずかしいという意識が働くからと思われます。それだけに参加者のプライバシーへの配慮が必要になっています。公民館は人々に学習情報、学習の場を提供し、事業の企画を通して学習や交流の機会づくりに努めるなど、市民の生涯学習の中心的施設です。このことから、公民館では文字の読み書きは、人々が生涯学習やコミュニケーションを進めるための基本としてとらえるとともに、基本的人権にかかる問題であるとの視点から、日本語読み書き教室を公民館講座の一環として実施しています。

(2) 課 題

①生涯学習の場としての条件整備と内容の充実

公民館の「日本語読み書き教室」の開催については、学習者の生活歴や生活状況に即した学習の場を整備することが必要です。学習方法や学習領域については、日本語の読み書きを中心に、小学校の教科書や各団体が出版している学習教材を使用する中で、マンツーマン方式を中心に生活に密着した取組みを基

本に進めているほか、料理教室や買い物などの学習やふれあい、交流する場を取り入れていますが、学習内容や方法については、まだまだその取り組みは十分とはいえません。学習の場の条件整備、学習方法・内容・教材の充実が今後の課題です。

②学習者の生活状況に即して

公民館の「日本語読み書き教室」には、日本人を中心に帰国者・在日外国人・結婚による来日者が参加しています。参加者の生活状況を見ますと、生活にゆとりを持って学習活動に参加している人がある一方、生活維持のために仕事に追われるという人も見受けられます。

このような状況を見るとき、この教室が単に文字の読み書きに止まらず、安心して学習できる環境を育むために、仕事や生活全般のことにも気軽に話し合えるよう、家庭的な雰囲気の中で実施されることが望まれています。

③参加者の掘り起こしと、関係機関との連携が必要

公民館講座のPRについては、広報とよなかを中心にミニコミ紙、チラシなどによって行っています。しかし、日本語読み書き教室の場合は、これだけで十分とはいえません。

識字学習を必要としている人の掘り起こしについては、公民館だけではなく、他の行政機関、企業との連携や地域の協力が必要です。

④第四中学校夜間学級との連携が必要

さまざまな理由で義務教育を修了できなかった人々に、第四中学校夜間学級が開設され、文字の不自由な人々も学んでいます。公民館の「日本語読み書き教室」の学習をより効果的に進めるために、参加者の状況や学習の内容についての情報交換を通して、夜間学級と密接な連携を図ることが必要です。

⑤「だれでも・いつでも・どこででも」学習機会の実現へ

生涯学習社会では、「だれでも、いつでも、どこででも」学習をしていく権利が保障されなければなりません。今日の社会情勢を見るとき、情報化と共に国際化が進む中で多くの外国人が来日するなど、日本語の獲得・学習の問題も生じています。

一方、戦前から日本に住む在日韓国人・朝鮮人や中国残留帰国者の日本語の識字問題もあります。公民館では、学習機会の提供を日本人だけにするのではなく、識字学習は生涯学習の原点であるととらえて、すべての人々に学習機会を保障することを視野にいれ、学びあい、育ちあい、高めあえるよう取り組みを進めることができます。

(3) 推進方針

社会教育における識字の取り組みは、学校教育と並んで重要であります。公民館の「日本語読み書き教室」の充実をはじめ、事業の拡充を図っていきます。

①生涯学習の基礎学習の場として

「文字の読み書き」は、人びとが生涯学習を進めていく上で基礎、基本であり、基本的人権にもかかわる問題であるとの観点から、公民館講座の一環として、持続的、継続的に実施します。

②家庭的な雰囲気を保つ運営

参加者の中には、生活上の困難に面している人がいることから、この教室が単なる文字の読み書きの学習の場だけではなく、仕事をはじめ生活全般のことも気軽に話し合える家庭的な雰囲気が確保できるよう指導者、事務局、学習者が共に努めます。

③潜在する学習者の掘り起こし

人々の参加を促すよう人的ネットワークにより口コミなどで掘り起こしに努めます。また、企業や第四中学校夜間中学校との連携や地域の協力を得て、新たな学習を必要としている人々の掘り起こしに繋がる活動を進めます。

④多様な学習内容や方法の検討

学習内容や方法などについては、自由で創造的な取り組みが自動的・自発的に継続して行なえるような運営体制の充実を図り、また、学習ニーズに合わせた、例えば個別学習や集団学習を進めるための指導法や学習内容、教材などの工夫を図ります。

⑤学習機会の充実を図る

現在、三公民館でそれぞれ週1回の教室が開かれているほか、特に、外国人を対象に「外国人のための日本語講座」が、中央・千里公民館で開催されています。

今後は、この教室の充実を図るとともに、地域や学習者の実態に合わせて、他の公共施設、企業でも識字学習の場が広がるよう努めます。

⑥指導者の拡充

識字学習の推進にあたっては、指導者の役割は大きい。多くの人びとにとて、マンツーマンの学習指導の方法が必要なこともあります、学ぶ人との心を開いた人間関係や、共に学び育ちあう関係を築くことのできる指導者の確保と拡充を図ります。

2. 図書館と識字

図書館は、市民の学習権を保障するため日本語の文字資料の利用が困難な人々のための資料と器材を提供するという役割をもっています。

本市の図書館は、20年前に府下ではいち早く視覚障害者への対面朗読のサービスを始めました。以来、社会の問題意識の深化とともにあって、着実に発展してきました。

(1) 現 状

①日本語の文字を知らない日本人へのサービス

図書館資料には、図書、雑誌、新聞などのほかに、さまざまな形態の録音資料、映像資料、地図・地球儀、写真・図版、その他人類がこれまでに手に入れ、創造してきた思想、知識、情報、文学、芸術、歴史的・科学的・その他の事実などの記録物すべてが含まれますが、図書館資料総体としては、文字によるものが大部分を占めていることから、利用者は文字を読めるということをなかば前提としてきました。そのため、図書館では最近出現してきた録音資料や映像資料の収集に力を入れています。

②日本語の文字を知らない外国人へのサービス

外国語の子どもの本は、野畠図書館で約1,000冊、岡町図書館で約6,000冊を収集、提供し好評ですが、外国人の利用はまだあまり多くはありません。野畠図書館では、CDの貸し出し希望者が多いのが特徴です。

③視覚障害者へのサービス

ア. 点字図書の貸し出し

昭和53年（1978年）に開始し現在では3,098冊を所蔵しています。貸し出しは、来館のほか、郵送・宅配も行っています。

イ. 録音資料の貸し出し

昭和55年（1980年）に開始し、平成4年（1992年）3月現在、カセット・テープ2,415巻、レコード3,798枚、CD 6,079枚、録音図書4,372巻を所蔵しています。貸し出しは、点字図書と同じです。

ウ. 対面朗読

昭和48年（1973年）に開始して以来、館職員が行ってきましたが要望の広がりに伴って、平成3年（1991年）に対面朗読のボランティア養成講座を実施し、現在では、おむねボランティアが行っています。

④高齢者へのサービス

大活字本約3,000冊を収蔵しています。また、老人ホームへの団体貸し出しを目指して、ホームへの訪問を計画しています。

⑤ボランティアの養成

平成3年（1991年）に対面朗読ボランティア養成の講座（4回）を行い、現在は、その参加者が活動しています。また、録音図書を作成するボランティアの養成講座（25回）を開催しています。

⑥他の機関などとの連携

府下の公共図書館、国立国会図書館、全国の公共図書館、大阪盲人文化情報センターを中心とする点字図書館と連携し、資料の相互貸借を行っています。また、近畿点字図書館協議会に参加し、情報交換などの活動を行っています。

（2）課題

- ①図書館は、資料がもっているその固有の性格から、これまでには文字の読める人が利用する所であると思われてました。しかし、視覚・聴覚に障害を持つ人にとっても、図書館が利用できるよう点字や録音などのサービスを行っています。さらに、障害者の識字の視点からサービス内容の充実を図ることが必要です。
- ②解放会館や公民館の識字学級に学ぶ人々が、日常的に図書館が利用できるよう図書のガイドンスや閲覧、貸し出しなどのサービスに、工夫を図ることが必要です。
- ③外国人が、母国語の図書に親しむことができるよう外国語図書の収集を図ることが必要です。
- ④高齢者や弱視者にとって読みやすい大型活字本などを、一層充実することが必要です。

（3）推進方針

- ①読み書きが不自由な人びとのサービスの充実
 - ア. 非文字資料の利用についての周知を進めます。
 - イ. 識字学級との連携、サービスの拡充を図ります。

②日本語文字を知らない外国人へのサービスの充実

- ア. 外国語の図書、雑誌、新聞の収集に努めます。
- イ. 外国語資料の入力・検索を可能にするための、コンピュータ・システムのレベルアップを図ります。
- ウ. 図書館相互の協力体制を確立します。
- エ. とよなか国際交流協会をはじめ、他の機関との連携を図ります。

③視覚障害者へのサービスの充実

- ア. 点訳・録音図書作成についてのリクエストの受付体制を確立します。
- イ. PRの強化、視覚障害者団体との連携などを進めます。
- ウ. 視覚障害者に対して墨字資料も含めた資料情報の提供に努めます。
- エ. 岡町図書館の点字図書館の機能を確保するため、内容の充実を図ります。
- オ. 拡大図書作成の検討を行います。
- カ. 各種資料の充実を図ります。
- キ. 出張対面朗読を行います。
- ク. 点字ワープロの増設、ボランティアへの貸出しを行います。

④高齢者へのサービスの充実

- ア. PRの強化に努めます。
- イ. 対面朗読を行います。
- ウ. 郵送・宅配を行います。
- エ. 録音・映像資料の充実を図ります。
- オ. 市内の各種高齢者施設との連携を強化します。

⑤ボランティアの充実

- ア. ボランティア養成活動の充実に努めます。
- イ. 学習・研修の機会の充実に努めます。
- ウ. ボランティア団体への援助を推進します。

⑥他の機関などとの連携

- ア. 府立図書館との連携、協力を進めます。
- イ. 他市町村の図書館との連携、協力を進めます。

|| G 市民啓発と識字

1. 現状と課題

識字についての社会の認識は、「日本に識字問題はない」という意見に代表されるようになお不十分であり、たゆまない啓発が必要です。特に、識字問題が差別と深く関わっていることや、文字が読み書きできて当然とする社会通念を問い合わせ直すことなどが大きな課題です。

また、広報誌等の文字情報を中心とした啓発だけでなく、映像、音声などの視聴覚手法や口コミにつながる手段を使うことが必要です。

2. 推進方針

識字年や識字活動の趣旨を、わかり易く説明、紹介したり、識字活動の取り組みや参加方法などを紹介する啓発媒体を作成し、市民や企業公共機関に向けての啓発、識字学習を必要とする人々などへあらゆる機会を通じて、識字活動についての啓発と周知に努めます。

(1) 市民啓発の推進

市民に向けた識字年や識字活動の趣旨についての啓発を推進します。

(2) 企業、公共サービス機関への啓発

交通機関、公共的企業、一般企業に向けて、識字問題についての理解と協力を求めるための啓発を推進します。

(3) 識字を必要とする人びとの誘いかけ

識字を必要とする人びとに、声の広報や公共施設の窓口応対、口コミやポスターなどさまざまな方法により、識字活動の内容や参加方法についての誘いかけを推進します。

(4) 人権啓発の推進

識字の問題が、差別と関わる人権の課題であることをふまえ、同

和問題、障害者問題、女性問題、在日外国人問題など、人権の各領域における啓発の中で、識字問題に関する啓発を積極的に進めます。

さらに、識字問題が人権問題であることを、行政の関連部局が連携を密にして、さまざまな機会を通じて広く市民啓発に努めます。

|| H 行政の文化化と識字

1. 現状と課題

識字は、市民文化、都市の文化、行政の文化化のいずれとも深くつながっています。特に、市民の生活と直結している行政の各種の表現や対応を、識字の視点から改善することは、わかり易く、あたたかみがあり、親しめる表現を求めるということであり、行政の文化化の趣旨ともい通じています。

わかりやすく、親しみやすく、あたたかさがある行政の表現やコミュニケーションを求めるることは、行政の文化化の出発点です。とりわけ、識字の視点に立った改善、改革がその急務です。

行政の文化化を目標とする中で、識字をその重要な課題として位置づけるとともに、庁内啓発においても重要なテーマとして取りあげて行かなければなりません。

2. 推進方針

(1) 窓口での市民対応の改善

識字問題の視点に立った窓口での「一声運動」などすべての職場での市民対応の改善を進めるため、さまざまな立場の市民の声を日頃から受け止める仕組みづくりや日常の市民対応の点検と見直しを図ります。特に、市民が多く訪れる窓口においては、すみやかに円滑に案内・対応できるよう努めます。

身近でわかりやすい市役所となるため、日頃の市民サービスの問題点や市民からの苦情、行政需要の変化に対応した窓口部門の連携、強化ならびに改善に取り組みます。

(2) 情報提供の方法の改善

行政施策やサービスを利用しやすく、わかりやすくするため、行政施策の全般的な情報と個別施策の情報を体系的、類型的に提供できるよう個別部局ごとに、また、関連部局ごとに、さらに全庁的に施策情報の内容と提供方法について見直しと整理を進めます。

あらゆる人にとって行政が身近なものとなるよう日常生活で行政と関係する市民の関心事に対応する施策やサービス情報について、媒体や施設・設備など提供方法の改善に努めます。

識字活動が目標とするあらゆる人達の社会への参加を支援する側面と、市政への市民参加を結びつけるよう行政の情報提供の仕方を工夫する。

(3) わかりやすい用語や表現の活用

市が発行する文書や出版物の用語や表記をやさしくわかりやすいものにするため、現状を点検し問題点を明らかにしながら、文書の様式や文書作成の実務を含め、具体化に取り組みます。あわせて、親しみやすい絵やマークなどの表現方法を積極的に取り入れるとともに、表現方法の改善にあたっては、人権感覚や人間的な共感を基本として取り組みます。

(4) わかりやすい案内・誘導標識の活用

公共施設や諸設備、駅前や道路の案内・誘導標識の利用のしやすさについて、識字問題の視点から点検し、だれでもわかる案内・誘導標識の表示方法をめざした改善や検討に取り組みます。

(5) 識字問題の職員研修の推進

国際識字年や識字活動の趣旨の認識を深めるために、職員の政策課題研修や身近な職場研修に課題として位置づけ、識字問題の視点から担当業務の見直し、市政全般にわたる業務や市民対応などの改善に向けた取り組みを推進するため、職員研修を計画的に実施します。

また、行政の文化化を推進するとともに、識字の趣旨の認識と理解を広め、また深めるために、行政職員に向けて研修を開催するとともに、職員広報などの媒体を活用し啓発を推進します。

①職員研修の推進

識字問題や識字と行政の文化化との関わりを理解し、認識を深めるため、政策課題講座などの職員研修を計画的に実施します。

②職員広報などの活用

識字と各種人権課題や行政の文化化をはじめとする政策課題との関わりについて広く職員に理解と認識を求めるため、職員広報などを活用します。

I 推進体制

識字に関わる施策は、広範囲な部局、課題領域に関連しています。施策を効果的に推進するために、関係部局、機関、組織などの連携と交流を進め、推進体制の機能の充実を図ります。

(1) 関連プロジェクトとの連携と推進

識字問題は、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題と関連するとともに、政策課題としての情報化、国際化、高齢化、行政の文化化などとも関連します。識字関連施策は学校教育、社会教育部局をはじめ、市長部局の施策全般と関連するので、これらの関連プロジェクトとの連携と協調を図り、それぞれ主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

- ①同和対策本部の中での取り組み推進
- ②障害者対策推進本部の中での取り組みの推進
- ③女性問題推進本部の中での取り組みの推進
- ④国際交流推進会議の中での取り組みの推進
- ⑤人権啓発推進会議の中での取り組みの推進
- ⑥文化行政推進会議の中での取り組みの推進
- ⑦その他長寿社会対策推進本部・景観行政推進会議・情報政策研究会など関連プロジェクトの中での取り組みの推進

(2) 関係者、関係組織の交流と連携

識字に関する施策や学習活動の推進のため、関係機関や組織、施設、指導者などの関係者間の交流と連携を図ります。

- ①識字活動指導者の交流と連携
 - 中学校夜間学級、解放会館の識字学級、公民館日本語読み書き教室などの指導者により、識字基本方針の推進について意見、情報交換と交流などの連携を図ります。
- ②学習者相互の交流の促進
 - 豊中市の識字学習者と指導者の交流の場をつくり、識字活動の交流と連携を図ります。また、大阪府等の識字学級交流会への参加を進めます。
- ③市民団体や企業との交流、連携
 - 市民団体や企業などとの交流、連携を、国際識字年推進連絡会議を中心として推進します。

(3) 国際識字年推進連絡会議の機能強化

国際識字年推進連絡会議を中心に、市の関連プロジェクトの調整および関連組織、機関との連携窓口の機能を果たし、識字問題の施策推進を図ります。

①関連プロジェクトとの調整機能の強化

国際識字年推進連絡会議を中心として、関連プロジェクト、関係機関、組織との調整を図ります。

②識字推進基本方針の進行管理

識字活動指導者の意見を踏まえながら、国際識字年推進連絡会議を中心として、基本方針の推進について点検、進行管理を図ります。

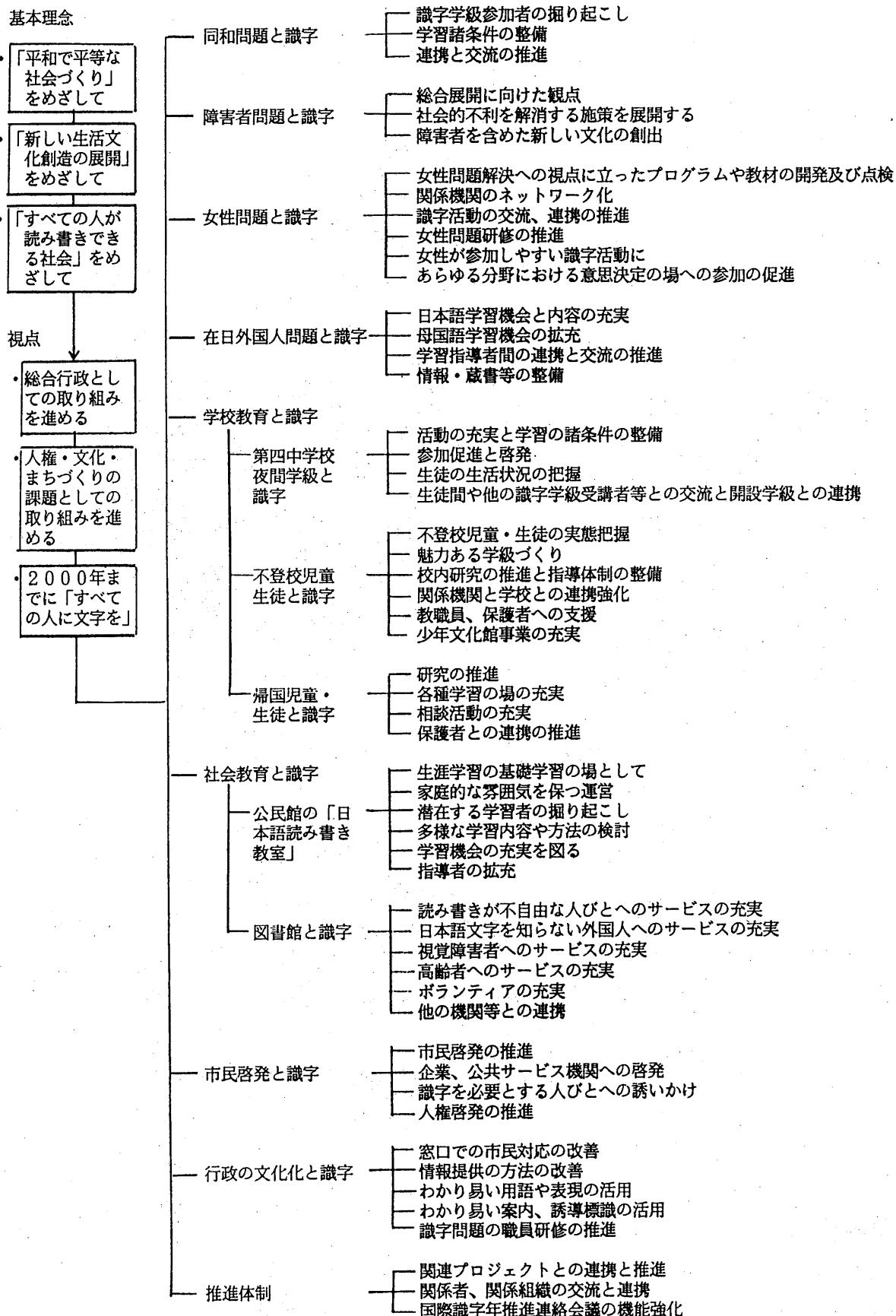
③情報の収集と活用

国際識字年大阪連絡会議や国内外の識字運動の情報収集と活用を図ります。

④記念事業の検討

国際識字年の継続した取り組みのため、識字活動展、交流行事などの記念事業を検討します。

豊中市識字推進基本方針 施策体系



資料

豊中市国際識字年推進連絡会議

- ・設置要綱 5 1
- ・委員名簿 5 2
- ・開催状況 5 2
- ・実務者会委員名簿 5 3
- ・事務局 5 3

■国際識字年推進連絡会議設置要綱

国際識字年推進連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 国際識字年の趣旨をふまえ、当市における識字に関する諸課題についての、総合企画及び調整を行うため、国際識字年推進連絡会議（以下「推進連絡会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 識字に関する施策の長期計画の策定。
- (2) 識字に関する課題の検討、及び調査、研究。
- (3) 識字に関する施策の推進調整。

(組織)

第3条 推進連絡会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進連絡会議の議長は、教育委員会社会教育部社会教育課長をもって充てる。
また、副議長を、人権文化部文化課長をもって充てる。
- 3 推進連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。
- 5 推進連絡会議に幹事会を設けることができる。

(実務者会)

第4条 推進連絡会議のもとに実務者会を置く。

- 2 実務者会は、推進連絡会議委員の推薦を受けた者をもって構成する。
- 3 実務者会は、必要に応じて人権文化部文化課長が招集する。
- 4 実務者会に幹事会を設けることができる。

(事務局)

第5条 推進連絡会議の事務局を、人権文化部文化課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進連絡会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成3年 7月12日から施行する。

附則 この要綱は、平成4年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成5年 1月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成5年 4月 1日から施行する。

■国際識字年推進連絡会議委員および名簿

(別表第1)

所属部局・役職名		
議長	教育委員会社会教育部	*社会教育課長
副議長	人権文化部	*文化課長
委員	市長公室	*広報課長
	人権文化部	*人権啓発課長 *同和対策室企画調整課長 " 豊中解放会館長 " 蟻池解放会館長
		*女性政策課長 *文化・国際交流担当主幹
総務部		行政管理課長 職員研修所長
政策推進部		長寿社会対策課長 情報政策課長
市民生活部		市民課長
福祉保健部		*障害福祉課長 障害者対策担当主幹
教育委員会管理部		学務課長
" 学校教育部		*指導課長
" 社会教育部		*人権啓発担当主幹 *中央公民館長 *岡町図書館長
" 同和教育室		*同和教育室長

*幹事会委員

平成6年(1994年)2月1日現在

氏名		
平成3年度 (1991年度)	平成4年度 (1992年度)	平成5年度 (1993年度)
中島一憲	中島一憲	中島一憲
桑原善孝	桑原善孝	桑原善孝
平尾和	平尾和	平尾和
松本城洲夫	松本城洲夫	松本城洲夫
戎谷耕造	戎谷耕造	戎谷耕造
石井武	石井武	石井武
牧山昌嗣	牧山昌嗣	上森勲
一色艶子	一色艶子	一色艶子
中川幾郎	中川幾郎	中川幾郎
河野邦夫	河野邦夫	河野邦夫
谷本聖二	谷本聖二	谷本聖二
北野力	北野力	矢守力
竹内訓夫	竹内訓夫	竹内訓夫
田村雅弘	田村雅弘	田村雅弘
岡島英雄	岡島英雄	松本次郎
松本次郎	松本次郎	寺本政治
平野敏夫	平野敏夫	平野敏夫
山口博之	三浦通生	中村友三
新堀祥一	新堀祥一	新堀祥一
川西秀夫	川西秀夫	川西秀夫
伊藤峻	伊藤峻	伊藤峻
西岡璋典	西岡璋典	西岡璋典

■国際識字年推進連絡会議開催状況

平成6年(1994年)2月1日現在

	平成2年度 (1990年度)	平成3年度 (1991年度)	平成4年度 (1992年度)	平成5年度 (1993年度)
国際識字年推進連絡会議	3	2	1	1
" 幹事会		5	5	4
" 実務者会	8	2		
" 研究会		1	1	
識字推進基本方針策定小委員会		3	3	

■国際識字年推進連絡会議実務者会委員名簿

平成6年(1994年)2月1日現在

所属部局		氏名		
		平成3年度 (1991年度)	平成4年度 (1992年度)	平成5年度 (1993年度)
市長公室	広報課	野村 淳一	野村 淳一	小畠 弘
人権文化部	人権啓発課 同和対策室企画調整課 " 豊中解放会館 " 蛍池解放会館 女性政策課 文化課	坂 富夫 村上 貴志 " 上島 正行 " 嵐岡 敏明 奥田八重子 中村 徹夫	坂 富夫 鈴木 大弼 上島 正行 嵐岡 敏明 奥田八重子 中村 徹夫	坂 富夫 鈴木 大弼 上島 正行 滝谷委法子 奥田八重子 中村 徹夫
総務部	行政管理課 職員研修所	横山 範雄 佐藤 昭紀	横山 範雄 佐藤 昭紀	芦田 真二 佐藤 昭紀
政策推進部	長寿社会対策課 情報政策課	*	*	村上 貴志 根来 節男
市民生活部	市民課	宮本 政一	宮本 政一	宮本 政一
福祉保健部	障害福祉課	民谷 信廣	民谷 信廣	民谷 信廣
教育委員会管理部	学務課	桑田 和夫	安藤 武	安藤 武
" 学校教育部	指導課	菊池 朋朗	菊池 朋朗	山藤 博
" 社会教育部	社会教育課 中央公民館 千里図書館	田中 新三 上田 邦彦 藤沢 真澄	田中 新三 上田 邦彦 藤沢 真澄	田中 新三 高木 弘志 藤沢 真澄
" 同和教育室	同和教育室	高木 弘志	高木 弘志	山内 行雄

■国際識字年推進連絡会議事務局

所属	役職	氏名
人権文化部	部長	名倉 嘉明
文化課	*課長	桑原 善孝
	*主幹	中川 幾郎
	課長補佐	本岡 和巳
	係長	中村 徹夫
	主査	石飛 敏治
	事務吏員	長坂 由貴

*幹事会委員

豊中市識字推進基本方針

—すべての人に文字を—

発行日 平成6年(1994年)2月
印 刷 英和印刷(有)
発 行 豊中市国際識字年推進連絡会議
(事務局) 豊中市人権文化部文化課
〒560 豊中市中桜塚3-1-1
☎06-858-2503



豊中市